

願いをいたしたいと思いますが、最後に市長にお尋ねをいたします。

市の財政の補助費等の見直しはまさに緊急を要する課題であります。同時に、市民の暮らしに欠かせないものはたくさん補助金として出てきます。例えば子供、あるいは障害者、農業、まちづくり、こうした市民的にはなくてはならないものはもっと充実させて、見直しが必要なものはみんなでじっくり考えていく、こういうことが大切だと考えるのであります。

そうした立場から、このたびの長井マラソンへの補正について、事後の赤字補てんとなるような補正のあり方について、また、共催事業のあり方について、今後どのような対応が必要なのか、ご意見をお聞きいたしたいと思います。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 基本的に、財政再建を第1次、今度は行財政改革第2次に18年以降なるわけですが、やっぱり補助事業について、運営費補助ではなくて事業費を補助する。頑張って、いろいろと事業を計画し、ボランティアで参加し、全国からも人を集めてくる、みんなに喜んでいただけるというようなものは、やっぱり応援していくと。事業費については応援していくと。運営費については、やっぱりそれについては少し厳しく我慢していただくべきものは我慢していただくと。削減すべきものは削減すべきだというのはこれはこれまでもやってきたとおりでありますし、国がもともと補助金を大なたを振るってやられて税源移譲されたわけでもありませんから、やっぱりそういった基本的な国の方向等も勘案しながら、しっかりとした対策をしていかなければいけないというふうに思っているところであります。

なお、長井マラソン等について、藤原委員もよく頑張っていると、内容もいいものだということはおわかりになっていただいているようでありまして、そこはね。私はそこはよさを生か

しながら、そうは言いながら、やっぱり天候によってもかなり違うんですよ。この参加というのは私は思いますね。参加費で賄うといいながら。それからやっぱりゲスト等もやっぱり大事なんですね、今は。高橋さんなんて来ればうわんとなるわけでしょうし、なかなかそういう面でいろいろイベント的な要素もありますから、そういったところをよく実行委員会の皆さんにも今後とも精査していただいて、事前にある程度協議をしながら、なるべく予算内で終わしていただけるように、今後はお願いをしていく方向でやっていただきたいというふうに思っているところであります。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 以上で終わります。

○小関勝助委員長 次に、順位4番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 私は、市民生活の向上を願いながら、総括質疑を行います。

通告をしております2点につきまして、順次質問申し上げますので、ぜひ明確な答弁をいただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、救命救急センター受診時の非紹介患者初診加算料の取り扱いについてです。この件につきましては、過日の一般質問でお伺いをしたところですが、私自身なかなか納得できない点が多かったものですから、あえて今回再度お聞きをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをします。

まず、市長にお伺いをいたしますが、夜間などに救命救急センターで受診をするということがままあるわけですか。特に、事故などの場合もちろんありますが、家族の中にお年寄りやあるいは幼児を持っている、あるいは子供を持っている場合というのは、これは頻繁にあるケースが多いわけですか。そういった際、できれば救命救急センターに行きたくないわけですがけれど

も、どうしても行かなければならなくなるというケースが出た場合に、その際、紹介状を持って受診をするというふうなことができると思いますか。具体的に、例えばこういうケースは大丈夫だということがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 現在、公立置賜長井病院、医師1名、看護師1名の体制で夜間、あるいは休日の救急外来を開設しているわけですが、長井病院の担当医師が治療困難と認められた場合には、公立置賜総合病院の救命救急センターへファクスを送信しておりますので、その場合に救急救命センターで受けられた方についていえば、これは非紹介患者初診加算料などというのはいただいているというふうにお聞きしております。

それから、休日診療所においでいただいた、例えば子供さんですね。そういう場合にもちょっとこれはという場合には、もちろん医療連携をしているわけですから、医療困難なケースについては、これは紹介状というか、簡単なものを出して、それでやっぱり非紹介患者の初診加算料はいただかないようにというようにしているというふうにお聞きしております。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 夜間の場合は、公立置賜長井病院を経由。経由といいますか、そういうこと。それから休日診療所の場合は、これは午後5時まででしたか、9時から。これは可能だと。わかります。私、かつて、この問題初診加算料の問題ではないんですが、いわゆる休日や夜間の診療の問題で質問させていただいたことがあります。現に、私も実は、ここでオーケーだというお話があって、1回実は受診をしたんです。そのときに、当時担当医というか、宿直の先生だと思いますけれども、その人に私はこう言われたんです。「ここは来て何も何もないのだから、あっちへ行け」と言われたんで

す。あっちというのは公立置賜総合病院です。そういう状況なんですね。その人は今その辺で開業されているようですけども、そういうことだったんですよ。私はちょっとむっときたんですね。ぐあい悪くてここでやっているからここへ行ったわけですが、しかしそういう言われ方をするわけですね。そういう事態なんですね、実態は。私は、そのことがどうのこうのと言いませんけれども、しかし、そういうことがあるのだということをまずご理解いただきたいと思っています。

そうすると、まず、休日の場合はわかりました。これも休日の場合であっても、9時から5時までではいいと。ここ経由だと。それ以外のウィークデーの夜間、あるいは休日の夜間などについては、必ずここを経由していきなさいという指導をされるということですか、これ。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 余り細かくなったら健康課長に答弁させますが、一般的に、子供の何かの場合で、子供というのは難しいんですよ。急に悪くなったりするわけですし、そういった意味では、あっちへ行くなどはなかなか言えませんけれども、言えないですよ、わかります、私も。自分が子供を持ってみたこともありますから。でもやっぱりみんな子供がどっと押しかけてくれば、これは本当に救急の人の救急のなかなか体制もできなくなりつつあるという救命救急センターの事情も言われればわかるわけで、その辺のところは非常に難しい。行くなどは言えませんよ。行かれる場合もあるのは当然ですよ。子供の安全を考えるんですから。しかし、そういう場合には、やっぱり非紹介加算なんとかというものはある程度やっぱり負担をしていただくというふうになるのかなと。そうしないとなかなかかかりつけ医を通してという、特に高度医療と救急医療を中心にやるんだというところにとっては、そういうふうにして、なかなか微妙

なところも区分けをしていかないと、原則は立てていかないとなかなか基本的な運営は難しいのかなというところもご理解をいただきたいような気がします。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 ちょっと今のはよくわからないんですが、私は実際、夜間、特に夜間ですが、ぐあいが悪くなったときに、やっぱり最初に頭に浮かぶのはかかりつけ医というふうに浮かぶと思います。しかし、やっていませんから。本当に見知ったというか、そういう関係ができているところは自宅に電話をして、そして、お願いできないかというふうなこともあります。現に私の家内もそういうことで診ていただいたことがあります。しかし、大半の場合は、そこまでやっぱりいききれないです。しかし、放っておくことできないし、本当にひどいわけで、一刻も早くという思いであれば、やっぱり行って診てもらえる、しかも、まず、そういうスタッフがそろっていますから、すぐ診てもらえますね。レントゲンも撮ってもらえるというか、原因がわかりやすいというか、救命していただけるという診察体制ができてるところを選ぶというのは当たり前だと思うんですね。その際に、紹介状がないと加算をするというのは、私、これはとっても実態に合わないのではないかというふうに感じるわけです。患者の気持ちでいけば、行って診てもらって、しかし、あなた大したことないから1,570円ちょうだいというふうに言われることというのは、やっぱり心外だと思うんですね。そこは、私は、実態に合う判断というよりも、そういう方策をやっぱり模索をしていくというのが筋ではないかというふうに思っているわけですが、そこはどうかでしょうか。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 そういう意味で言うと、錯覚は患者にもあるんですよ。救命救急センターに行

ったらすぐしていただけるという。ところが、特に夜間の場合には、それはすべてそろっているわけじゃありませんから、担当医と何名かしかいないあれで、まず手が回らないほどで、一番救急の方からやらなければいけませんから、結構待たせられたと。あれは何だなんていうのは、結構これまた実態としては、こちらが思っているほどサービスできないというか、機能していない。これはやっぱり救命救急センターの方としての問題点でもあるわけですよ。したがって、今後はやっぱりある程度、ここ5年以上なってきて、かかりつけ医も相当3割以上も紹介していただけるようになってきたわけですし、そういった意味では、どこの病院もやっているような、少なくともやっぱり非紹介の皆さんには少し加算していただかないと、少しとまらないのかなと。そういうところを緩和するというようなこともあって、そういうあれにしたわけです。来るなというわけではないし、それは来ていただいても割と軽いものについては、そういった意味ではしょうがないですが、それは制度としてこういうのをしておかないと、そこに集中してしまっただけで、本当に救急がなかなか難しくなっていくということが今の現実ですから、その現実はどう対応するかという意味で、こういった今の非紹介患者の加算料の問題が出てきていると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 来るなとは言えないといいながら、来るなと言っているみたいなんです。そこで2番目のところでお伺いしますけれども、私は、実態として、特に夜間については、紹介状を持っていくなんて、これはほとんど不可能というふうに思っています。今回というよりも、非紹介患者初診加算料というのは平成8年4月からできたというふうに聞いていますが、過日の一般質問でもそれを該当させたと

というのは、置賜病院の場合では、そんなに即したわけではないんですね。ただ、問題なのは、救命救急センターでこれを該当させるというところはやっぱり問題だというふうに、問題というか、課題が多いなというふうに思いますけれども、今回、救命救急センターまで含めて、加算をしようというふうにした目的といいますか、そこは健康課長にお伺いしますが、どういう目的なんですか。今、市長からは高度とあれと分けなければならないんだというお話ありましたが、そういうことなのですか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 お答えいたします。

今市長が申したように、公立置賜総合病院というのは大病院でありまして、高度な医療技術を駆使することにより助けられる重度の患者さんを診療して、初期的、風邪とか、初期的あるいは慢性的な軽症の患者さんは、かかりつけ医なり長井病院なり、休日診療所なり、診療していただきまして、結果として双方とも待ち時間の短縮とか、診療時間の確保が図られるというふうなことに立ちますと、初診加算料はいただかなければいけないというふうなことに思っております。

加算料でございますけれども、救急車とか、あとは労災、あと、慢性疾患であります人工透析の患者さんとか、心臓病の患者さん、身障の患者さんについてはいただいております。あと、生活保護の人もいただいておりますということで、必ずしも全員からいただくということではないし、病状に応じていただくというふうなこともありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 ご理解いただきたいってさっきから言われているんですけども、なかなか理解できないんですけども、私、わかるんです、一般的な例えば診療科目であれば、これは

わかります。日中なるべくまず第1次診療にかかってから来てくださいというのは、わかるんです。だけれども、特に夜間というのは、そういういとまがないわけだ、大体。それを考えれば、これはかなり大変無理があるなというふうな感じをしてお聞きをしているわけです。

そこで、健康課長にお伺いをしますが、この加算料というのは、先ほど申し上げておる平成8年からやっているわけですけども、その際に、こういう場合は該当させなさい。こういう場合は違いますよという取り扱い規定といいますか、指導が来ていると思うんですが、それについては、主にどういうことがありますか、その中身。これは適用、これはそうではない。特に注意をしなければならないというふうな中身などについてお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 お答えいたします。

加算料でございますが、まず、当院を初めて受診される方が該当です。あとは、以前に当病院を受診したことがあって、既に病気が治ったという場合は初診加算料がつきます。あとは、担当医の判断によりまして、主治医の判断によりまして加算がつくかどうかというのは決められているということです。あと、先ほどお話ししたように、加算料を徴しない方につきましては、先ほどの方になります。以上でございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 非紹介患者初診加算料をめぐっては、各自治体でもこれを導入する際、いろいろ意見言われているんですね。自治体病院でこういうのはなじむのかというふうなことを含めてです。今回、救命救急センターでも受診をした場合、これを適用しようというふうにされているわけですけども、それは、県の機関にお伺いしたところ、救命救急センターというのは、県内では県立中央病院と山大医学部とこの公立置賜総合病院しかないのだというふう

に言われましたが、そこと、もう一つ、県内には40近く救急病院ということを標榜している診療機関があるそうですけれども、ここではおしなべてこの救命救急センター及び救急体制をとっているところでは、初診加算料を徴収しているということになりますか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 手元に資料がございませんので、はっきりしたことはお話しできかねます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 過日いただいた資料、これは置賜広域病院組合議会に対する資料なんですけれども、これはお持ちですか。この資料というのは。わからない。これでも私ちょっとわからなかったもんですから、お聞きをしたんです。そこはいいです。わからないということであれば、後ほど個別にお伺いします。

もう一つお伺いしたいのは、先ほど健康課長からは、救急車で来た場合であるとか、心臓病の場合であるとかは、加算料を徴収しないというお話でした。いただいた資料とそれから、公立置賜総合病院の担当者のお話では、概括的にいうとこうだと。救急車で来た場合、それから、診察をしてもらって、はい入院というふうになった場合は、これは加算料いただきませんと。しかし、そのほかの場合はあくまでも診察の結果なんだということなんですね。私、ここが非常に問題というか、基準みたいなものがあるのかなという感じがするわけです。ここはどういうふうになっているんですか。しかもそれが例えば、当日の担当医による判断というふうになるわけですけれども、それが毎回変わっていくみたいなことになったらちょっと大変だと思うんですね。その辺の基準というのはどういうふうになっているんですか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 大人につきましては、例えば総合病院の方の内科にかかったということだ

と、大人は慢性的な疾患が多いですので、初診加算料はつきません。子供の場合だと急性期、風邪とか急性期の病気が多いということで、やはり一たん受診した場合でも治療がその時点で治ったと。2週間後に来た場合は、違う病気でもかかったという場合は初診加算料が付きます。引き続き同じ病名でかかった場合は、初診加算料はいただかないというふうなことを聞いておりますので、まず、あくまでもやっぱり担当医が、この受診者をどのような病名で診断するかということが決め手というふうなことを聞いております。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そうすると、私、担当者から聞いた中身とかなり違うんですけれども、前もって私が例えば池田医院にかかっている、そして紹介状をもらって、例えばの話ですよ。総合病院の内科にかかったと。そこで疾患を持っていたと。それが夜突然また胃が痛み出して行ったという場合は、これはかからないということですか。私、その辺もわからないので、そういうことなのかということだけまずお聞かせください。健康課長。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 私はそのように聞いておりますので、初めて病院に受診した方のみ初診料の加算がつくということは聞いております。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 初めてというのはちょっと語弊があると思うんですけれども、診療科目いっぱいありますから、例えば内科にかかったことあって、その関係で行ったのはオーケー、しかし、骨折をして行ったのはバツということだと多分私は思うんですが、そういうことだと思わんですが、そういう理解でいきたいと。私、問題なのは、あくまでも医師による判断なんです。ここは医師に対しては、どういうふうな

内容の検証を含めて対応をとられているのかというふうなあたりはどうでしょうか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 そのことについては私は聞いておりませんので、お話しできません。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 聞いていないということであれば、これは仕方ないわけですが、しかし、申し上げておきたいのは、結局は、そのときの担当医が見立てて、軽度というふうに言われれば、これ、担当者の話ですよ。これは初診加算料がかかるんですね。1,570円かかるんです。しかし、軽度というふうに診断をされた患者本人にとっても、それは医療上は軽度だかもしれないけれども、我慢し切れなくて駆け込み的に行くわけですよ。そこしかないから。そういうことを考えた場合、救命救急センターにおける初診加算料の徴収というのは、私はなじまないのではないかというふうに思うんです。医師にその判断の負担までかけてやらなければならぬことなんだろうかとということ、とても疑問です。ここについてはどう整理をされているのでしょうか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 軽度というふうな判断の仕方なんですけれども、今、救命救急センターには1日100名近い患者さんが見えております。それで、その内訳なんですけれども、平日は19時から21時までの、特に小児科の受診が非常に多いです。内訳なんです、救急車での搬送は10台程度。あと一般病棟、救命病棟へ入院となる重篤な患者さんの割合は2割で、軽症というふうなことでお話ししているのは、入院をしなくても済む、外来診療で済む患者さんのことを軽症ということによっておりますので、その辺の軽症の意味をご理解いただきたいと思えます。

(「それがどれくらいなんですか。それが圧倒的だということですか」の声あり)

○船山祐子健康課長 軽症が8割ぐらいで圧倒的に多いということです。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 だから、医師がそういうふうに言っても、それはあくまでも結果でしかないんですよ。あそこに駆け込むというのは、そんな状態でないから行くわけですよ。そのことをそういうような状況を考えれば、なかなかなじみにくいのだというふうに私は感じるんです。そこを聞いているんです。いいでしょう。

この前も聞きましたけれども、実際、私もそうだったんですが、あそこに行って、私ではなかったんですけども、一緒に行って、もういいと帰ってくれというふうに言われるわけですよ。帰ってくれといたって、このとおり苦しんでいるんだから、経過を見るなり、入院をさせてくれないかという話をするわけです。しかし、入院させてくれません、ほとんど。あしたまた来なさいと。土曜日の場合はあしたと言いませんけれども、土曜日行けばあさって月曜日に来なさいというふうに言われるわけですね。扱いはどうなるのかということ、その場合は、今健康課長言われた軽症だと思うんですね。だけれども、現実的に、あした来なさいといってそのまま亡くなった方もいるわけですよ、現実的に。こういう場合、これは特異な例でしょうから、まれなことではないわけなんですけれども、実際、患者が求めている内容とその対応が違うんですよ。患者の思いと、実際のこの対応は違うというふうな場合もあるわけです。これはちょっと別な問題ですけどもね。

実際に行って、入院をさせてほしいと。経過をもっと見てほしいというふうに言われればそれは変わるということですか。それは受け入れるというふうなことになるんですか。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 私がお答えするべきではないですけども、それは担当医の判断でしか

いものですから、これは私はお答えできません。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 市長、担当医の判断と何回も出てくるんですけども、ここは具体的に統一したものというのは、今あるんですか。1月1日からスタートするわけですけども、ここは現実的にどうなんですか。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは、医者はそれぞれの、特に置賜病院の救急にいらっしゃる医者というのはやっぱり優秀なプロフェッショナルなお医者さんなんです。それで、その人が病名がこれで、入院する必要があるか必要ないかというのは、やっぱりお医者さんの判断に従うしかないんだよねと、私は思います。それをやっぱりマニュアル決めてとかなんとかという話じゃないわけです、これは。これはやっぱりその医者の判断で、例えばこれは、1,570円がかかるかかからないかの話でしょう、今の話でいうとね。同じ疾病であれば、これはかかりませんがけれども、新たな病気だというふうになったらかかるとかというような話ですから、これはやっぱりお医者さんの判断に尽きるというふうに思います。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 お医者さんの判断でしょう。だから、それがあいまいであったり、判断が一人一人違うというふうなことであってないのではないかというふうな意味で聞いているわけです。そこは、これ以上言ってもなかなかお医者さんですから、ここまでにしたいと思いますが、続いて、お伺いをするわけですけども、私、とっても気になったのは、置賜広域病院組合議会で説明をされた加算料の関係で、休日夜間診療所化しているという言い方です。どういう意味なのかなと私はとっても理解に苦しんだわけですけども、現実的には、休日は9時から5時までには確かに休日診療所あります

けれども、夜間の場合は夜間診療所というのではないんですね。そういうことから考えれば、救命救急センターというのはイコール休日や夜間の診療機関だというふうに考えている市民がいても、これはおかしくないし、その方が現状では当たり前のそういう医療機関だというふうに市民はとらえているというふうに思うんですが、そこはどういうふうに思われますか、健康課長。

○小関勝助委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 やはり市民の方は、休日診療所と同じようにご利用いただいている嫌いがあると思います。ただし、やっぱり救命救急センターは、先ほど来言っているように重篤の患者さんの命を救う病院というふうなことでありますので、休日診療所は長井病院も夜間の救急外来やっておりますので、そちらで対応というふうな形でとらえておりますので、市民の皆様には上手な利用の仕方といいますか、それぞれの役割をご理解いただいて、ますます普及啓蒙を図っていくとともに、休日診療所と、あとは長井病院と公立置賜総合病院の救命救急との医療連携を密にしていかなければならないなというふうなことを思っております。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 わかりました。そういうふうなことが必要だということは私もわかります。休日診療所、これは新聞に毎回出ています。毎週末ね。そして市報にも12月15日号でまた触れられておりました。そういうことはわかるわけですが、この誘導策というのは事前にもっとちゃんとしないといけないのではないかとこのように思います。そこは、この12月1日の市報でまず一発で、これで1月1日からやりますというふうなことは、かなり乱暴でないかということが一つです。

もう一つは、先ほど言われましたけれども、公立置賜長井病院で夜間やっていますというふうに言いますが、私なんか追い払われた

わけだから、現実的に。そういう対応を一方でしておきながら、ここでやっていますと言われてたって、ちょっと腑に落ちない話なわけですよ。以前に、私は夜間もっと公立置賜長井病院のその診療体制、これを充実していく必要があるんでないかということをお願いしました。そのとき、市長はオンコールがどうの、配置がなかなかできないということで、その充実難しいというお話だったんですよ。じゃ、その充実はこれからどういうふうに行っていくのかというふうなところだって、もっと明らかにしていかなければいけないし、体制充実のためにどういうことをやっていくのかということも明らかにしなければいけないと私思うんです。そこら辺は市長、どうでしょうかね。このまま、そういうことも余り言わないままに、知らしめないままに、この1月1日からというのは、私は少し乱暴ではないかという思いを持っているんですが、その辺の整理ですね。それから診療所の啓蒙の仕方、それから、公立置賜長井病院の夜間診療の充実の問題、ここはどう行かれていくのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 休日診療所、日中の、これはやっぱりなるべく休日診療所を利用させていただきたいと。特に子供さんなんかの場合にはというのをもっと。何年もやってきたわけですけども、何年もPRしてきたわけだけでも、やっぱり手っ取り早くそっちに行かれて、その結果が1日100人で、実際重篤な患者は1割で、入院しなければならないのも2割で、8割ぐらいはやっぱり入院はする必要もない方で、救急医療のところのごったがえしているところが何とかしなければいけないという一番の私は課題だと思っているんですよ。だから、それを休日診療所という制度があるということはやっぱりPRしなければいけない。公立置賜長井病院だって、その専門の方であれば、夜であって

も当直の方が、それはやってくさると思いますよ、ちゃんと。しかし、その自分の専門外、内科の先生が外科をしろと言われてもほかのことをしろと言われてもなかなかそれは大変だから、そのときには紹介するわけだから、紹介して行っていただくというふうに行くしかないと思います。

そういったことを考えて、これは問題は、高橋さんね、そうは言いながら、いろいろやっぱり今の市民の皆さんが直接行かれるということに対してもそれはやむを得ない部分もあるとあなたが言われるように、あるというより現実そうなんです。だから困っているんですよ。だから、そういったものの加算の問題についていえば、やっぱりある程度区分けをしていかなければいけないということであって、これ本当は議会にかけられる問題だと思ったらそうじゃなかったんだな。でも全員協議会の方にはご説明をしたと。今度の議会あたりで問題になるのかもしれない。問題にする人もいらっしゃるのかもしれないけれども、全員協議会の方においてもご説明を行って理解を得たというのが病院の感覚ですから、やっぱりそれは長井市として特にそれはだめだと、もう少し引き伸ばせというふうに言う問題ではないというふうに思っているところです。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 それはこれからの話ですから、市長、1点お聞かせいただきたい、お答えいただきたいのは、公立置賜長井病院の体制なんです。そこまで夜間でまずやっていると、市長おっしゃるとおり、確かに違うと。小児科なんていないわけですから。子供が来られたら即向こうへ行ってくれというかもしれないけれども、それなりの対応をやっぱりとれる体制ですね。これは私は今今なんていう話は申し上げませんが、そういう対応できる病院にしなければいけないというふう思うんです



よ、夜というのは、それは、これから即ではないですが、やっぱり本体も含めて連携きちんとできるように、私は検討していただきたいというふうに思うんです。そこについてだけまずお聞かせいただきたいと思います。多分休憩になるでしょうから。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 それは、お気持ちはわかりますので、将来こうなるべきだと言われれば、そういうふうになればいいなと思いますが、現実はお医者さんが少なく、まず、みんな独立されるとその後埋められないぐらいの現実の状態であって、現実には独立されていくんですよ、長井の場合には、いずれも。そして悠々とやっていらっしゃるというわけですから大変結構な話ですが、病院には非常に少なく、なおかつやっぱり夜間、若いお医者さんがいて、それで、内科でもあれば子供にはある程度対応できると思いますが、そうとばかりは限らないわけで、しかもちょっと重くなれば、これはあっちで救急があるわけだから、専門の先生があるわけだから、そっちに行ってくださいというふうになるわけだし、やっぱり今のような体制で大事なものは、今ある救命救急センターをもっと充実させてというところの方が優先順位かなと。それはあれもこれもよくなればいいなという話でいえば、そのとおりだと思いますけれども、現実的な政策優先課題でどこからやっぱり充実させていかなければいけないかという今の厳しい医師不足の中での医療情勢からいえば、今の体制整備を優先するのではないかなというふうに思います。

○小関勝助委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時20分 再開

○小関勝助委員長 休憩前に復し会議を再開いたします。

高橋委員の質疑を続行いたします。

11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 先ほど来の答弁聞いていますと、私はある意味で整然としたなというふうに感じていたんです。休日の9時から5時までであれば休日診療所と。夜間は公立置賜長井病院。だけれども、それ以降の答弁聞いていますとなかなかそういう体制はこっちはとれるのかということ、そうでもないというお話を聞くと、どうもわけわからなくなってしまっているわけですが、いつまでもやってられないので、市長にお伺いをしたいわけです。

私、今申し上げたような内容を、まず一つはよしとします。12月1日号の市報で1月1日からやりますよというふうに出しました。12月15日号の広報ながいでは、長井西置賜休日診療所をこういうふうにしてくださいと。わざわざアンダーラインを引いて、公立置賜総合病院の救命救急センターと密接な連携をとっておりますというふうにしています。これもいいです。もう一つ、私、お願いなんかする、お願いなんていう言葉おかしいんですが、ここまでしたんだから、じゃあ夜間はこうしてくださいということは、ぜひ1月1日号で私は触れていくということが必要だと思います。そうでないと、やっぱり1月1日からこれを該当させるわけですから、それくらい丁寧な対応を私は求めたいと思いますが、市報にその旨を掲載をして、そして、周知を図るということでどうでしょうか、市長。お聞かせいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 内容がご要望のとおりになるかどうかは別にして、そういう方向で案内を周知するようにしたいというふうに思います。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 先ほどお聞きしました

ように、救命救急センターにまで非紹介患者初診加算料を該当させるということは、いわば取ることが目的ではないわけですから、ぜひそのことをきちっと踏まえた対応をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。できれば、できるだけこの該当者のないように、これは望んでおきたいと思えます。

次に、2点目の質問に入りますが、凍結防止剤の関係について、建設課長にお聞かせをいただきます。

近年、融雪剤ともいうそうですけれども、いわゆる薬を道路にまくということがされています。これは高速道、それから基幹道、国道、あるいは県道などが主だというふうにお聞きをしています。同時に私どもお聞きをしているのは、大量にこの散布をするということで、一番聞くのは、自分の車ですね。それにさびがくると。その人が心配しているのは、特にブレーキであるとか、金属のところが一番悪いわけですけれども、そういうところに仮にこのさびがいつかきかなくなったらどうしようかということであるとか、あるいはこういうことを言う方もいらっしゃるわけです。これは行政がやるわけで、これで仮に車が例えば故障したと、機能しなくなったという場合の賠償などということになるのだろうかなんていうふうに言う人もいます。私はそうはならないのではないかとこのように言っていますけれども、そういうことをうんと心配されている方がいるわけです。

そこでまずお聞きをしたいわけですが、長井市はそんなに頻繁には使っていないというふうに思っていますが、現状どういう使われ方をしているのかお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

当市における冬期間の凍結防止剤、建設課では融雪剤というふうな言葉で使っていますが、

散布している箇所については、消雪道路とそうでない道路の境目を中心に、長井警察署からの要請があったり、こちらで独自判断で危険な箇所を使用しております。具体的に申しますと、マルコン十字路、それから、同じく百間通りのJAガソリンスタンドの南丁字路、それから片田町のしげのふとん店前十字路等に使用しております。あと、消雪道路ではないんですが、歌丸の上白川橋、それから山形工科短期大学の連絡道路等に使用しております。そんなに多く使用しておりませんで、県の方では大量に使っていますが、昨年度の実績でいきますと、10キロ入りの袋で60袋を使用しているところであります。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 60袋もかという感じ私したんですけれども、そういうことだと思います。凍結防止剤を使うことで、近年、言われているのは、車の金属部分もそうですけれども、同時に言われているのは土壌の汚染、それから、コンクリート舗装、これをだめにする可能性がある。あと言われているのは、水質汚濁につながる。それから周辺の田畑への影響。これは動植物への影響なども言われているわけです。もちろんそれぞれ基準値があって、クリアをされているんだと思うんですけれども、長井の場合、10キロ掛ける60袋使うわけですが、それはどういう成分のものを使われているのでしょうか。これは入札かなんかやっているんですか。

○小関勝助委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

高橋委員がイメージしているような袋の大きさより大分小さい袋でして、10キロ入りという袋についてはそんなに多くございません。普通塩化カルシウムが主成分であります。それですと、山形県、国なんかでも大量に使いますから、一番安価な塩化カルシウムを使用しております。当市では余り使わないということもあって、余

り環境に影響のない、少し高めではありますが、そういうものを購入しております。金額が5万円前後ですので、入札まではいっておりません。そういった環境に優しい融雪剤を購入して使用している状況です。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 これは過日いただきました成分結果報告書なんですが、これを見ますと、塩化ナトリウムが44.59%、半分近くですね。一番多いのは塩化マグネシウムということになっているようですけれども、指摘をされているのは、やっぱり塩化カルシウムと塩化ナトリウムの量なんです。これがやっぱり悪いんだというふうに指摘をされています。長井の場合はそれでもいい方なのかもしれません。こういったことをぜひ私は、これからの対応では重視をしていただきたいというふうに思っています。

今、いろんな成分、考えて、環境に優しいというふうに言って標榜している製品いっぱいあるようです。それにいきなり飛びつけなどということは言いませんけれども、できるだけこの成分結果を見て、これよりもやっぱり優しいものにこれからは、入札していないということですが、対応の仕方としては、購入方法でしょうけれども、そういうものを研究して私は対応いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小関勝助委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

今、高橋委員からご指摘ありましたように、国の方の機関の調査結果では、排出基準をクリアしているというようなことで、環境には影響ないというような判断をしておりますが、実際、化学物質ですから、実際、直接かければ影響があると思います。そういったことも考えまして、当市では、普通の塩化カルシウム、塩化ナトリウムが主成分ではなくて、ある程度環境に優しい影響の少ないものを今後とも使用していきたい

いというふうに思っております。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 終わります。

○小関勝助委員長 以上で、通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

### 議案第81号 平成17年度長井市 一般会計補正予算第5号についての 質疑

○小関勝助委員長 まず、議案第81号の1件について、ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 14ページの長井マラソン大会の先ほど藤原委員が質問していた件で、教えていただきたいんですが、文化生涯学習課長に。決算書いただきましたが、15年と16年、17年それぞれの決算書の中で、それぞれに監査という人がいると思うんですが、それぞれ監査はどなたがこの団体の、この実行委員会のなさっているかを、会計監査をお聞かせください。

○小関勝助委員長 梅津敏昭文化生涯学習課長。

○梅津敏昭文化生涯学習 これまで監査はおりません。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 290万円ほど動く、これに共催団体として市が入っていて監査がないんですか。これは初めてだね。市の監査委員事務局、こういう共催の場合には、市の監査がこれをやりますか。

○小関勝助委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 お答えいたします。